

2

届け出は契約2週間以内

土地取引の契約（予約を含む）をしたときは、権利取得者（売買の場合であれば買手）は、契約を結んだ日から二週間以内に土地の所在する市役所・町村役場に届け出を

提出してください。届け出事項、提出する書類は次のとおりです。

届け出事項

- ① 契約当事者の氏名・住所
- ② 契約締結の年月日

- ③ 土地の所在地と面積
- ④ 土地に関する権利の種類と内容
- ⑤ 取得後の土地の利用目的
- ⑥ 土地に関する権利対価の額
- ⑦ 土地の形状を明らかにした図面
- ⑧ 土地取引を明らかにした縮尺五万分の一の地形図
- ⑨ 土地とその付近の状況を明らかにした図面

提出する書類

- ① 届出書
- ② 土地取引の契約書の写しかこれに代わるその他の書類
- ③ 土地の形状を明らかにした図面
- ④ 土地の利用目的
- ⑤ 取得後の土地の利用目的
- ⑥ 土地に関する権利対価の額
- ⑦ 土地の形状を明らかにした図面
- ⑧ 土地取引を明らかにした縮尺五万分の一の地形図
- ⑨ 土地とその付近の状況を明らかにした図面

届出の必要な土地取引

□次の条件を満たす土地取引は届出が必要です

取引の形態

- 売 買
- 交 換
- 営業譲渡
- 譲渡担保
- 代物弁済
- 共有持分の譲渡
- 地上権・賃借権の設定・譲渡
- 予約完結権・買戻権などの譲渡
(これらの取引の予約である場合も含まれます)

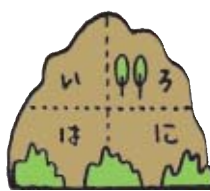
取引の規模（面積要件）

- ① 市街化区域 2,000㎡以上
 - ② ①を除く都市計画区域 5,000㎡以上
 - ③ 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上
- (村は①、②は該当しません)

一団の土地取引

合計すると左記の面積以上になる一団の土地を分割して買う場合は届け出が必要です。
分割された一団の土地の一部を取得する場合は、届け出が不要です。

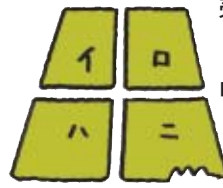
届け出が必要



売る人 (土地) 買う人
 甲さん—(い)
 乙さん—(ろ)
 丙さん—(は)
 丁さん—(に)
 Aさん

(い+ろ+は+に) ≥ 左記面積

届け出が不要



売る人 (土地) 買う人
 甲さん—(イ)
 甲さん—(ロ)
 甲さん—(ハ)
 甲さん—(ニ)
 Aさん
 Bさん
 Cさん
 Dさん

(イ+ロ+ハ+ニ) ≥ 左記面積

3

取引価格について勧告は

届出を受けた県知事が、取引価格について指導、勧告などをする場合があります。しかし、土地の利用目的については審査を行い、その利用目的が公表されている土地利用に関する計画に適合しない場合は、利用目的の変更を勧告することがあります。土地の利用目的について、(審査期間は最長で六週間)

届出を受けた県知事が、取引価格について指導、勧告などをする場合があります。しかし、土地の利用目的については審査を行い、その利用目的が公表されている土地利用に関する計画に適合しない場合は、利用目的の変更を勧告することがあります。土地の利用目的について、(審査期間は最長で六週間)

届け出をしないと...

◎法律で罰せられます。

土地取引の契約（予約も含む）をした日から2週間以内に届け出をしなかったり、偽りの届け出をすると、6か月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

村でも年に数件の一万平方メートルの土地取引がありますが、この届け出制度を知らないことで何度も役場に向いてもらったりと書類の不備などで時間を取らせることがあります。「自分が買った土地だから…」などと安易な気持ちで土地売買などせず、法に基づき、正しく届け出をしてください。法を無視することで最終的に不利益を被るのは土地を取得した本人なのです。